

平成17年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成17年7月6日（水） 午後2時00分～午後3時20分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：伊豆原 浩二 佐田 榮三 甲村 茂 末永 正弘
（敬称略） 皿井 寛 松井 正衛 園田 昌康 内藤 貴充
太田 博康 三宅 正次 江坂 正安
長村 利政（代理 下尾 強）

以上 12名

事務局出席者：佐藤都市整備部長、木戸専門監、
小野田課長、板倉副主幹、羽根副主幹、新実係長、酒井係長、
中根主査、菊地主査、小野主査

傍聴人：なし

（開会時間 午後2時00分）

1 開 会

司会

皆様、大変お待たせいたしました。私は都市計画課の板倉と申します。議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、あらかじめ、皆様にお願ひがあります。

この都市計画審議会の会議は、平成15年度より原則として公開しております。本日は傍聴の方はおりませんが、会議録につきましては、市政情報コーナーにおいて一般の閲覧に供するとともに、豊田市のホームページにも掲載してまいりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

それでは、初めに開会の言葉を都市整備部長の佐藤より申し上げます。

佐藤都市整備部長

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成17年度第1回目の豊田市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は都市計画道路をはじめ3件ほどの審議案件がございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

2 審議会委員委嘱状の伝達

○司会

初めに、次第1の委嘱状の伝達を行います。

お手元の次第の3枚目、都市計画審議会委員名簿をご覧ください。

今年度は市議会及び愛知県豊田加茂建設事務所並びに愛知県豊田加茂農林水産事務所におきまして役職者の交代がありましたので、その7名の委員の皆様には委嘱をさせていただくことになりました。

なお、任期は、前任者の残任期間である1年間となります。

これより新しい委員の方に市長から「委嘱状」の伝達をさせていただきます。

なお、豊田加茂農林水産事務所長の伊藤委員は、他の公務により本日欠席の連絡をいただいております。

鈴木市長

〔審議会委員委嘱状の伝達〕

司会

はい、それでは、ここで新任の委員の皆様には委嘱させていただいた順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

松井委員

私、今年度産業建設委員会の委員長を拝命させていただきました。微力ではありますが、産業も含め、都市計画等について様々な課題も勉強しながら一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

園田委員

今年度産業建設委員会の副委員長を務めさせていただきます園田と申します。委員長以下、皆さん方とともにこの豊田市の発展に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内藤委員

産業建設委員会委員の内藤貴充でございます。よろしくお願いいたします。

太田委員

同じく産業建設委員会委員の太田博康と申します。よろしくお願いいたします。

三宅委員

このたび4月の増員選挙におきまして、小原地区からお世話になることになりました三宅と申します。産業建設委員会に所属させていただいております。よろしくお願いいたします。

江坂委員

この4月に豊田加茂建設事務所長となりました江坂と申します。よろしくお願いたします。

3 付議書伝達

司会

はい、ありがとうございました。

続きまして、市長から審議会の伊豆原会長に「付議書」の伝達をさせていただきます。

鈴木市長

豊田市都市計画審議会会長様

豊田市都市計画審議会への付議について

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記事項について付議します。

付議案件

豊田都市計画 道路の変更について〔豊田市決定条件〕

豊田都市計画 公園の変更について〔豊田市決定条件〕

豊田都市計画 生産緑地地区の変更について〔豊田市決定条件〕

〔付議書伝達〕

4 市長あいさつ

司会

それでは、ここで市長より皆様にごあいさつ申し上げます。

鈴木市長

それでは、改めまして皆さんこんにちは。

本当にお忙しい中、そして今年度最初の審議会ということで、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

また、委員の先生の中には、きょうは午前午後、また午後ということで3回目の会議にご参加いただく方もいらっしゃるわけでありまして、本当に恐縮に思っております。

今、今回委員を委嘱させていただきました三宅さんがおられるわけですが、ご承知のように、4月1日をもちまして町村合併を行ったわけでありまして、非常に広い市域を持つ新たな都市が誕生したということではありますが、この都市計画区域とそうでないところと、かなり面積の比率で言うと大きく都市計画区域でない区域も市域の中に入ってしまう、入ったというか、今までそういう経験は豊田市の行政上ないのであるけれども、そういったような事態が発生いたしました。

私どもは中山間地であれ、あるいは山村であれ、あるいは人口が集中するこの都市計画

区域であれ、やっぱり人々が暮らしていく上で一番いい住環境、あるいは産業やその他活動を進めていく上での環境、そういうものを視野に置きながら、やっぱり市域というものの整備を進めていくということは、政策課題としては重要だと思います。

そんな中で、法律的にこの都市計画区域についてのいろいろな施策を進めていただくということでありますが、新たな視点として当然皆さん方もご承知のことで改めて言うまでもないのですが、あえてちょっと申し上げさせていただきますが、当然ながら、この都市計画区域による都市計画事業につきましても、市域全体もしくはもう少し広域的に、そうした観点も持ちながら、この都市計画事業の決定その他の審議についてご示唆をいただくような、そんな観点で取り組みを願いたいなということを率直に私、今思っておりますので、申し上げさせていただいた次第でございます。

併せて、ちょっと触れさせていただきますが、9月に基本条例を制定する予定にいたしておりますけれども、まだ全国的には具体的にこの制度ができてそれがスタートしたという事例はあまり聞いておりませんが、法律が改正されまして地域自治区というものが設けられることになりました。

これは法律改正以前、地方制度調査会の報告がされる以前から、こういう広域の、しかもその現場の対応が非常に異なる地域、言ってみれば過疎化が進むような山間地域から人口がどんどん増えていくような地域、それを1つの行政体でくくって、一番基礎的自治体である市町村として経営していく上で必要なことというのはそれぞれの地域の差別も認めあいながら、そこに住む人たちが自分たちの町をどうするか、自分たちの住む環境をどうするかということを政策の中にきちんと生かせる仕組みをつくる必要があるということを言っております、合併を進めてくるその協議の課程において何度も関係者に私は申し上げたのですが、幸いにも法的な裏付けができたということがありまして、これを基本条例の中できちんと制度として立ち上げていくということで、地域自治区を設置していくということになっておりまして、そういう中で、まちづくりについてそれぞれの地域自治区において議論してもらおうということになりますので、当然ながら都市計画区域以外の地域においてもそういう議論をしていただくということになってまいります。そのことが地域の自立あるいはそこに住む人たちのこのまちづくりへの参加、そういうものを促していくということになることも一方では思っておりますので、ぜひそんな仕組みをこれから取り上げながら、まちづくりを進めていくということになっておるとということも念頭に置いていただけたら大変ありがたいと思います。

都市計画上の今後の課題で当面することだけちょっと申し上げておきたいと思います。

ご承知のことかもしれませんが、実は1つは都市計画マスタープランでございます。平成14年度から取り組んでおりまして、いよいよ今年度におきまして作業を終えることになろうかと思っております。予定では12月の審議会でご報告できるようなスケジュールと事務局から伺っておりますので、またよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、景観基本計画でございます。景観法が制定されましたことに伴い、まちをもうちょっときれいにしようじゃないかということで、都市計画の観点からいうと、屋外広告物も含めて、いろいろな取り組みをしてきたところですが、改めて本年度から景観基本計画の見直しをしていただくということで、事務方で取り組んでもらいます。17年度、18年度、19年度ということで取り組んでまいります。また折にふれて経過などご報告

させていただくことになろうかと思えますけれども、その際にはまた適切なお意見がいただけたら大変ありがたい、と思っております。本件あわせてお願いばかりになりましたが、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会

なお、市長はここで他の公務のため、退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

5 審議会の出席状況及び審議会成立条件の報告

司会

それでは、議事に入る前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、上から順にクリップ留めがしてあります、「次第」、「席次表」、「委員名簿」がございます。

その次に、「資料1」と右肩に書いてあります都市計画マスタープランのスケジュールの表でございます。その次に、「資料2」と書いてあります豊田市景観基本計画の策定についてという報告資料でございます。それに関連しましてパンフレット「美しい国、まちづくりのために 景観法の概要」という資料が入っております。

その次に、横長のA4の紙でございます。「平成17年度豊田市都市計画審議会開催案件予定表」というものが入っております。

その次に、豊田市都市計画審議会条例というものの写しが入っております。A4、1枚の紙でございます。

その後、2つの参考資料ということで水色の冊子「とよた都市計画データブック2005」というものが入っております。

最後に、黄色の封筒に入りました「豊田市都市計画図」これ最新のものでございますが、これだけ用意させていただきました。

あと、事前に送付させていただきました議案書とともに、もし不備がございましたら予備がございますので、事務局の方にお申しつけください。よろしいでしょうか。

次に、審議会成立条件の報告をさせていただきます。

本日は、18名の委員のうち、現在12名の委員の方にご出席をいただき、過半数を超えております。

したがって、規定により本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いします。伊豆原会長よろしくお願いいたします。

○伊豆原会長

それでは、これからは私が議事を進めさせていただきます。

先ほどお話をしましたように、クールビズということで私もノーネクタイでさせていた

だいてます。よろしければネクタイをお取りになっていただいで結構でございます。省エネにもご協力いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

6 会議録署名者の指名

伊豆原会長

それでは、議事次第の4にござひます、会議録署名者の指名ということでござひますので、お願ひしたいと思ひます。

この審議会最初のときに、指名の順序は50音順にお願ひするというに決まっておりますので、今回は、市議会議員の太田委員と住民代表の皿井委員にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、後ほど事務局の方から署名のお願ひに行かれると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

7 議案審議

第1号議案 「豊田都市計画 道路の変更について」

○伊豆原会長

それでは、議案次第に従ひまして、議案審議に入りたいと思ひます。

今回は3件ござひます。第1号議案の「豊田都市計画道路の変更について」を事務局からご説明お願ひいたします。

○事務局

それでは、第1号議案について説明いたします。

お手元の議案書2ページからご覧ください。

なお、正面スクリーンにも資料を映しますので、ご覧ください。

今回豊田市都市計画道路において一覧表にありますように、若林中根線はじめ、若林東西線、若林駅前線の3路線を追加決定します。

それぞれの路線の概要を議案書3ページの総括図と5ページの標準横断図を用いて説明いたします。スクリーンにも同様に資料を映しますので、ご覧ください。

まず、初めに3・4・127号若林中根線について説明いたします。

若林中根線は、若林西町池ノ上から中根町永丘において延長約1,590mの2車線道路として追加決定します。標準部の幅員は18m、交差点部の幅員については20mとします。

次に、3・4・128号若林東西線について説明いたします。

若林東西線は、若林西町松間から若林東町高根下において、延長約1,170mの2車線道路として追加決定します。標準部の幅員は20m、交差点部の幅員については22mとします。

次に、3・4・129号若林駅前線について説明いたします。

若林駅前線は、若林東町沖田において、延長約80m、幅員は標準部、交差点部ともに20mの2車線道路として追加決定します。

また、若林駅前線に接続して面積約4,500㎡の若林駅前広場を追加決定します。

決定権者につきましては、3路線すべて豊田市決定案件となります。

それでは、都市計画道路を計画する背景となった若林地区の問題点をスクリーンにて説明いたします。

まず、1つ目として、現在地区の主要道路となっている市道旧名岡線は、右折帯もなく、歩道も狭いため、円滑な交通処理と歩道の安全確保が不足しており、また駅や交流館などの生活施設にも接続しておらず、アクセス機能が不足しています。

2つ目としては、密集した市街地内に軸となる道路がなく、幅員も狭く、不整形な道路が多いため、緊急・災害時の避難路機能が不足しています。

3つ目としては、周囲にある幹線道路から地区内道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全性が確保されていない状況となっています。

4つ目としては、現在の若林駅は出勤時に送り迎えの車で非常に混雑し、また駅前のスペースも狭く、バスも入れないため、鉄道との乗り換え機能が弱い状況にあります。

以上、これらの問題点を改善するため、都市計画道路と駅前広場を計画いたします。

次に、道路の役割について説明いたします。

議案書4ページの計画図、あわせてスクリーンをご覧ください。

若林中根線と若林東西線は、地区幹線道路として地区の骨格となり、地区内に発生・集中する交通の分散や安全な歩行空間の確保など、道路環境の改善を図ります。また、周囲にある都市幹線道路や生活施設へのアクセス強化や緊急・災害時における通路確保など、住環境の向上を図ります。

若林駅前線と若林駅前広場は、生活核の拠点として、景観を保持し、鉄道駅へのアクセスを強化して公共交通への利便性の向上を図ります。

最後に、都市計画決定までの手続きについて、これまでの経緯と今後の予定について説明いたします。

愛知県など関係機関との協議のあと、住民説明会を平成16年12月17日並びに平成17年2月5日、若林交流館にて行いました。

その後、案の縦覧を平成17年6月3日から17日まで行い、縦覧者は2名で、意見書の提出はありませんでした。

今後は、本審議会の審議結果を市長に答申していただいた後、愛知県から同意を受け、8月上旬に告示する予定です。

以上で、第1号議案についての説明を終わります。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がございました。これに関連しましてどなたでも結構ですが、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞ。

○甲村委員

私もこの近くに住んでおりまして、ある程度この辺本当に困ったところだなというのが実感でございます。この道路ができれば一番いいと思いますが、旧道を頼って何かぐるぐると曲がったような道路が多いのですが、こういったことは区画整理との何か関連というものを考えてみえるのか、これはこの道だけを別途で考えておられるということなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

事務局

今の区画整理との関連についての質問だと思うのですが、ご承知のように、この、色が塗ってあるところが市街化区域です。実は都市計画決定、市街化と線引きをしたときにはですね、このあたりも区画整理をやるという話でこの市街化区域に入れてもらった経緯があるのですが、人口の急増に伴って面整備をせずに今の時代を迎えてしまったという経過があります。

本当は区画整理で計画的に整備するのが一番よろしいのですが、今これだけ建て詰まったところを区画整理しようとするとう権利変換とか、権利調整だとかいろいろの問題が出てくるものですから、基本的には、まず骨格となる地区幹線としての道路をまず決めさせていただいて、その事業をどうやってやるかということを経地域の皆さんと協議をさせていただきたいと思っています。

要はこの道路の整備の手法として、もしかしたらこの駅を中心としたところで区画整理事業というのもあるかもしれません。そういう面整備の動きも今後の展開でどうなっていくかということがわからないものですから、まず骨格となる道路を決めさせていただいて、地域の皆さんと協議をしながら、面整備の可能性も含めながら考えていきたいと思っています。

甲村委員

それから、もうひとつこの何ていうか、調整区域ありますよね。これは中根線かな、若林。これなんか、かなり今まではほ場整備されたところを斜めに走るような道路優先という形になっておりますが、そこら辺は農地というものを無視して考えておられるんですか。

事務局

こちらの調整区域これはみんな優良農地のところを通っている道路でございます。高岡土地改良区の方にも、事前に調整をとらせていただいて、こういうところに1本道路が必要ですよ、ということで協議をさせていただいております。これも、ご指摘のように、今の優良農地をかなり斜めに通ってくところもあるものですから、これの整備の仕方についても、例えば再ほ場みたいなこととかを地域の方で考えていただきたいと思います。

甲村委員

はい、わかりました。

伊豆原会長
よろしいでしょうか。

甲村委員
はい、了解しました。

伊豆原会長
どなたか、ほかにご質問等ございませんか。

佐田委員
道路ができたあとの、例えば交通の速度制限だとか、大型車の乗り入れ制限だとか、そういう制限に関しては周辺の道路と同じような扱いなのでしょうか。

伊豆原会長
事務局の方でよろしいですか、どうぞ。

事務局
基本的にこれ都市計画道路という20m、18mというかなり規格の高い、道路になっているんです。歩道、歩・車分離がされた道路ですので、特にこの道路については、大型車を規制するだとか、そういうことは考えておりません。逆にこの道路を通ってもらって、例えばバスなどの大型車もここを通過して駅にアクセスしてもらうようなことを考えているところです。

今、大型車規制の話なんですけども、ひとつはこの道路につきまして大型車がどんどん入ると、当然環境というのは悪くなると、これは今後地域の皆様と今後ご相談をしながら大型車禁止というような可能性もあります。これは行政で一方向的に決められる話ではないものですから、これも地域の皆様とご相談しながら、必要なバスは別として、通過する大型車を規制をするという可能性は秘めた部分になるだろうと思っております。

伊豆原会長
佐田委員、いかがでしょうか。

佐田委員
はい、地域分断ということですので、特に若林東西線ができたときに、北東側とそれから南西側との間の横断歩道の頻度についてはどうなのでしょう。

事務局
お手元の議案書の5ページを見ていただきますと、標準横断図というふうにあります。若林東西線は20mになっております。4車線以上の道路ですと、中央分離帯ができて地域分断は発生してくると思いますが、これは2車線の一般道路です。特に交通量の違いありますけど、豊田今村線というこれは20m、これも2車線道路できており、すぐ横です

が、大体あのイメージの道路ができるということです。交通量自体も通過交通がどんどん通るような道路ではございませんので、安全を確認しながら渡っていただくような、地域の道路だと理解しております。よろしく申し上げます。

皿井委員

今のお話にもちょっと関連するのですが、通過道路ではないとおっしゃっても、きっと通過道路になってしまうと思うんですよ。まちを分断してまちづくりに反するようなことはどうかと、この計画を見ると、まあ今の名鉄若林駅をもう既成事実としてそこを中心になると、果たしてここの地域の、住民が増えて、もっともっと乗降客が増えるか、まあ先日、名鉄の株主総会に出ても、そういう利益追求のいろんな話があって、バス通学の学生の駅までの送り迎えのために車が来るというお話もあったのですが、今度ああいうふうにして、バスが通るのかどうか、そういう総合的なことがどうなっているのか。このTの字型にあの道を使うので、どうせつくるなら一本衣浦豊田線の方に真っすぐにすれば通過道路として機能はあるけど、駅をもうちょっと右上へずらしたら、まち自身の既成のまちを崩さずに都市づくりができると思うのですが。その辺に関するお考えはどうでしょうか。

事務局

この若林駅、まあ既設の駅がここにあって、現在駅前広場、この東側に最初からもらっておいたら、今回は鉄道の西側に持ってくるという計画をしておりますが、1つはこの鉄道をどうするのかという話からあるんですけども、ちょっと現在、今この1つ先の三河八橋駅、ここで鉄道高架事業をしております。これは第2東名、要は伊勢湾岸道路、それと名古屋岡崎線の工事にあわせて、ちょうど南からこのあたりまで鉄道高架事業をしております。引き続き若林の駅まで高架にする計画であります。

それと、もうひとつこの駅前広場をつくりまして、この高岡地区の拠点の駅として今後整備をしていきたい。これは現在改定を進めております都市計画マスタープランの中で今後豊田市は今まで車中心の施策をずっとやってきてまいりました。なかなか渋滞が解消しないという中で、幸いこの南北に名鉄三河線、また上郷地区には愛知環状鉄道も走っておりますので、この鉄道を生かしたまちをつくっていきたいということによって、現在自動車と公共交通の割合は、公共交通が1に対して、自動車が9という内容にまでなっているのですが、それをこういう鉄道駅のアクセス等整備することによって公共交通に自動車を活用したいというのが鉄道利用を倍にしていこうということで、こういう計画も出てきておりますけども、特に若林駅では西側に駅前広場をつくり、ここからフィーダー路線というバスをそれぞれ地域に生かしていきたいという計画のもとに道路の整備もあわせていきたいというふうに考えて計画をしております。

園田委員

今、この周辺の道路は狭く、通過車輛が入っているとの意見が出ました。かなり曲がっていますけれども、現在この周辺の方々の生活道路となっているのは4mぐらいです。郵便局前の通りが、対向車とかなり危険を感じます。やはりこうした、幹線になる道路を1

本抜いてあげないと生活にも大変支障を来たしておると思います。また、甲村委員も言われた駅から西までのTの字になるところまでは、中学校の通学道路にもなっております。ここは自転車通行がかなりあります。やはりそれを通り越して衣浦豊田線の下まで行かれますので、そうしたうえで、歩道を見ると3 mとなり、安全になるかなと思っておるわけです。

そういったことから見ますと、地域の方はかなりこの道路ができることに対しても、ものすごく生活的な待遇もよくなると思います。交流館にふれあいバスが入ってきますけど、毎日見っていますが、かなり危険でございます。そういったことから見ますと、その横に駅前広場ができるということですので、若林交流館までふれあいバスに乗ってきて、今は駅の東へ渡らなければいけないのが、西広場からそれぞれの目的地へ移動ができ便利になると思います。少し道路が曲がるということはあると思いますが、地形的なこともあると思います。少し西側の方に曲がっているものの、旧集落の中の西端を通るからちょっと曲がっていくのではないかと自分は理解しております。やはりそういった面から見ると、ここら辺の地域はなるべく早く交通規制をしてあげるのが地域の皆さん方にも安全であるかなというふうに考えられます。とにかく交流館に入りにくいので、地域のためにもこれらを第一にと思います。そんなに大きな車は、通過車輛は通らないと思います。衣浦線まで接続すると通り抜けの可能性があります、現在はそうなってはいませんが、私はちょっと現実的な部分がありますので、意見として上げさせていただきました。以上でございます。

伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

私もちょっと発言させていただいてよろしいですか。

今お話があったように、今度新しい計画のところはT字交差になっているわけですね。こういう扱いをしているというのは、やはりこの道路を地区のアクセス、地域へのアクセスですね、岡崎三好がメインでしょうから、岡崎三好の方から地域へ入る、それから豊田今村線を通して地域へ入っていくという役割をこの道路は持っているのだと思います。そうすると20 mで2車線ということで、先ほど委員がおっしゃいましたが、地域分断ということはかなり少ないだろうと思います。

それから、もう1つは、やっぱり防災上の問題も考える必要があると思います。東海地震はかなり確率的には高く言われておりますが、この地域、先ほど園田委員、甲村委員もおっしゃったのですが、区画整理事業も念頭にあるかと思われます。阪神淡路大震災のときに類焼を止めた道路の幅というのが、50%以上類焼が止まったという幅が10から12 mですね。20 mあるとほとんど止まっていたとのこと。そうするとやっぱりこれぐらいの地域の密集されたところではやはりある程度の幅が必要となるのではないのでしょうか。いわゆる自動車が通る空間はそのうちの半分ぐらいですね。ここでは歩道をたくさんとっていただいて、先ほど自転車の話が出ましたので、これを実際につくるときに、分離していくのか、ちょっとわかりませんが、この歩道の使い方は地元の方と一緒にお願いさせていただいて、自転車の交通にも十分配慮したような歩道を作っていただきたい。この都市計画でいきますと、20 mと2車線の幅は確保をしますよということを決める。この標準横断は一般的には参考図になるわけです。そういう意味で2車線で計画されていて、補助幹

線としての機能を果たすという意味でいくと、T字交差ですと、大体通過交通は少なくなってしまうわけです。通過交通を防ぐにはT字交差をするというやり方を私たちは計画でよくやりますが、そういう意味でいきますと、地元の方とこれから整備の方法については先ほどお話があったように、どのように作っていくかを話し合ってもらいたいですね。それからもう1つはこの都市計画道路に接続する地域の道路ですね、地域の中の道路をどう確保されるか、先ほど4mぐらいの道路しかないとおっしゃってましたが、そこらあたりをどうやってうまく確保していくかということも、これから地域の皆さんと一緒に考えていただけるといいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

皿井委員

名鉄が高架にされてるという説明があったのですが、名鉄は若林駅の将来見通しというのをどのように見て、要するに利用客はどのぐらい増えておるということを豊田市の方に説明があって、それとのマッチング、それから広場をつくることで名鉄に何らかの関連が出てくると思うのですが、費用負担とか、名鉄側と豊田市との協議内容というのはどうなっていますか。

事務局

この鉄道高架事業は、名鉄だけの事業ではありません。鉄道高架事業というのは、要は道路をつくるためのひとつの方策として、この事業は豊田市が事業をいたします。ですから、駅前広場も含め、豊田市の費用でつくっていきます。ただ、今は単線の鉄道ですので、それを複線にした場合、それは名鉄の負担をお願いする部分ですけども、単線での高架をした場合にはすべて豊田市の費用でやっていきます。それによって、道路は平面でつくるわけですから、その辺の費用も比較をしながらどちらが安いのか、それと将来のまちづくりにどちらが有効だというようなことも含めてこの地区では高架事業を選択したということでございます。

ひとつその将来の三河線の話になりますけども、豊田市から名古屋へ向かっていく鉄道としましては、三河線から本線知立経由で行くルート、それと梅坪から豊田線へ回っていく、要は地下鉄へと、また最近では愛知環状鉄道からのルートもありますが、やはり時間短縮を図れるルートとしてはやはり三河線から知立回りしかないだろうと、ほかはもう既に高架構造できておりますので、駅もしっかりできて、通過という選択肢が非常に少ないルートになるのですね。こういうことによって時間短縮を図るには三河線から南回りのルートが一番時間短縮を図れるのだろうということは考えております。

ただ、選択肢が多い方がいいものですから、それと名古屋への時間短縮、それから中部国際空港へのアクセスでの向上、それらも含めて三河線の複線活動に取り組んでおります。

乗降客ですけども、三河線については、ほぼ横ばいですけども、特に若林駅ですと、短大があった頃は5,000人を超えたのですが、今は5,000人を若干切っております。ほぼ4,760前後ですとこのところ推移しておりますけども、これから徐々に増えていくだろうということを名鉄は考えております。それも倍とかいう数字ではなくて、数百人単位で今後10年ぐらいでは増えていくのだろうというような予測をしております。

伊豆原会長

皿井委員、よろしいですか。

皿井委員

人口が増えていこうと名鉄側の予想もありますが、豊田市としての都市計画から見てもあると思うのですね。中心部はトヨタ自動車が増やさん人を増やすかということ、10年レンジで考えたら海外分散になっていって、そう増えないだろう、それで豊田市の中でももう団地では過疎化されるところもありますね。段階の世代が定年になったときはもう静かに過ごしたいわと、だからみんな都市の中は全部早い交通が便利だ、便利だということばかりじゃないと思うのです。その辺、全体をよく見ていただいて、この地区は本当にそんな人口増えるかなという気もするんですけどね。まあ全体の中でお考えいただいているなら結構かと思います。

事務局

きょうは、具体的にちょっとお話ができないかと思いますが、都市マスタープランという、いわゆる豊田市の長期計画というものを先ほど市長があいさつの中でありましたように、今年度中に定めてまいります。その全市構想の中に、先ほど都市計画課長が言いましたように、地域の拠点駅を、いわゆる中心にコミュニティの形成が図れるような、いろんな施設をこれからまちづくりをする上で進めていくことが必要だろう、いわゆるコンパクトシティといわれるわけですが、日常生活に必要な施設をそういったところに集中していくというようなまちづくりの方向性を出しております。

そういった方向性を出すということは高齢化社会に向けてですね、こういった公共交通の利用促進を図るという前提でございまして、今、皿井委員がおっしゃられるような、確かに車社会でありますとなかなか考えにくいのですけれども、先ほどの話がありましたように、団塊の世代の方々もいずれマイカーが使えなくなる時代があるであろうということが長期的な見通しとしてあるわけございまして、そういったこれからの社会に向けてのまちづくりを今都市計画の基本方針として見直しを図ってまいりますので、また機会がありましたら都市マスの中でまたご説明できるかと思えます。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。また後ほど議題のその他のところで、また都市計画マスタープランについての若干のご説明があるように聞いておりますので、今の事務局のおっしゃったその内容については、もう一度そのあたりでご質問いただいてもよろしいかなと思えます。

鉄道のことにしましては、三河線は、国の運輸政策審議会で既に目標年次までに整備することが適当である路線という形で指定をされているはずでございます。

先ほど名鉄さんの話が出ましたけども、これは何も名鉄だけじゃなくて、地域のいわゆる自治体も県も含めてこの名鉄三河線を整備しようと、こういう仕組みになっているはずでございますので、多分それを踏まえた上でもこの若林駅というのがかなり拠点駅として

必要になってくる。そういう意味でいくと、やはり駅前広場も含めてこの駅の周辺をどうこれからつくっていくかが重要と思います。それからもう1つは駅を使えるような、今までは大変申しわけないですけど、この若林駅周辺は、駅を使えるような形になってないですね。電車に乗るだけの機能を駅に持たせるとするのは多分もう古いじゃないですかね。駅の機能はそんな機能だけでなく、これからはもっとまちの中心として、まちの中でのいろんな機能をこの駅が持つような仕組みをつくっていかないといけないと思いますね。

簡単に言えば、市役所の出先があったり、保育所があってもいいと思います。郵便局もこれからどうなるかしれませんが、生活の中心施設として駅とか、そういうものを考えていく、ちょうど交流館もそこにあるとなると、生活の中心的なものにしていく、そのためにはやはりこういう道路網を先に手を打っておかないと、あとから手が打てなくなってしまいうだろうと私はいつも思うのです。この駅広の面積は4,500㎡でしたか、結構広い駅広を確保しておくことは重要だと思います。

もう1つは、先ほど高架の話が出ました。そうすると、今度は高架の下の利用も含めてですね、地域の皆さんも一緒になって考えていただかないといけない。いいものをつくるための方法論はこれからです。要は土地をとりあえず確保するというのを今日、議論をしていただいて、使い方、または整備の仕方や作り方は、地域の皆さんと一緒に、行政にも頑張ってもらいたいということだろうと思います。

それでよろしいでしょうか。

ほかにご意見ございませんでしょうか。大変重要なところだと思いますが、いかがでしょうか。

皿井委員

何かこういう普段の話になるとあれもあった方がいい、これもあった方がいいというんですけど、費用対効果のことだけはしっかり考えていただくことをお願いしたいとおっしゃるわけですね。意見として申し上げておきます。

伊豆原会長

ご意見としてお聞きしておくということでもよろしいかと思えます。

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、ご意見もございませんようですので、採決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決させていただきます。

第1号議案「豊田都市計画道路の変更について」を、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

全員の挙手によりまして原案どおり承認することに決定いたしました。

第2号議案 「豊田市都市計画 公園の変更について」

○伊豆原会長

それでは、第2号議案「豊田都市計画公園の変更について」を事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、第2号議案について説明いたします。

お手元の議案書7ページをご覧ください。

豊田都市計画公園の変更

都市計画公園の3・3・19号「梅坪さんかく公園」の名称を「梅坪中央公園」に改め、3・3・23号、若林東公園約1.3haを近隣公園として新たに都市計画決定しようとするものです。

なお、公園の場合、面積が10ha未満は、市町村決定案件という規定になっていますので、今回の公園は豊田市決定案件となります。

そして、今回の公園を追加することにより、豊田市全体の都市計画公園は、箇所数で125か所、面積で177.5haとなります。

8ページの総括図をご覧ください。

梅坪中央公園は、豊田都市計画梅坪西区画整理事業の行われた梅坪地区の中心に位置します。当初は「梅坪さんかく公園」と都市計画決定しましたが、公園整備に向けて、地元の「梅坪まちづくり協議会」で名称の公募が行われ、地区の中心部にふさわしい名称として「梅坪中央公園」とされました。このため、都市計画公園の名称を変更するものであります。今回は名称だけを変更するため、計画図などはございません。

次に、9ページの総括図をごらんください。

若林東公園について説明いたします。

若林東公園は、豊田市南部の若林地区にあり、名鉄三河線若林駅の250m南にあります。若林東公園の周辺は、名鉄三河線に沿って市街地が南北に広がり、民家が密集する地域で、用途地域は第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域となっています。地区の状況は、都市計画道路岡崎三好線、都市計画道路豊田今村線といった幹線道路が整備され、その沿道では商業系土地利用が進展しつつあります。

こちらのスクリーンの方になりますが、こちらの図面は、若林地区及び周辺の都市計画決定した公園の配置状況を示しております。各公園を囲む円は利用想定区域をあらわしており、近隣公園の場合は500m、街区公園の場合は、250mを想定しています。

今回、決定する若林東公園をこの図に重ねますとこのようになります。若林東公園の設置により、より利用しやすい公園配置となります。更に近隣公園として、質の高い施設の提供や、地域行事の開催などの場を提供できる形となります。

また、若林東公園は、大学跡地の一部を公園用地として利用するものであり、用地買収などにおける隣接住民の影響が最小であり、有効な面積を容易に確保できる形となっています。

こちらは、大学跡地の現況写真です。豊かな植栽を有しているため、宅地化が進む本地区の貴重な緑地の1つとなっています。

次の写真は、計画地、北東側の現況道路の様子です。この道路区間においては、大学跡地側に拡幅し、歩道が設置される予定です。周辺から公園への導入が円滑となり、災害時の一時避難地としての効果も高まる形となります。

最後に10ページの計画図をご覧ください。

豊かな緑地を有しているため、周辺住民にも受け入れられやすく、地域の緑として、かつ豊田市の拠点緑地として、よりよい住環境を形成するものです。

公園においては、休養や娯楽施設だけでなく、防災面から一時避難地などとしての役割を求められるため、防災面に配慮した施設の設置も考えています。ここまでが今回変更となる案件の説明となります。

この2号議案につきまして、変更案の縦覧を平成17年6月3日から6月17日まで、都市計画課の窓口で行った結果、縦覧者はありませんでした。案に対する意見書の提出もなかったことをご報告します。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日の審議結果を市長に対して答申していただきます。その後、愛知県から同意を受け、8月上旬に告示する予定です。

伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

ありませんか。

梅坪の方は名称変更だけということでございます。

いかがでしょう。梅坪は中央公園の名称変更ですが、若林東公園についてはどうぞ何かご意見ございませんか。

園田委員

お尋ねしますが、これは愛知学泉の跡地だと思いますが、こちらの横にテニスコートがありますが、これが対象から外れたのは何か理由があったのでしょうか。

事務局

これにつきましては、今後のことも考慮して道路事業等を進めていくということもございまして、その移転先として一部取るようにという配慮からであります。

園田委員

はい、わかりました。

伊豆原会長

よろしいですか。ほかにございましたらお願いします。

松井委員

駅の方からやはりこの公園のアクセスというのか、その辺の道路が前にもこの用地については、いろいろ指摘されておりましたが、その辺の道路、アクセス道路というのはもうこれ以上整備されないのかどうか、その辺の将来のことも含めてお聞きしたいのですが。

事務局

この公園のアクセス道路は、基本的には南、東、西にあるんです。ただ1か所ですね、こちらの宅地の方、北の一部、西の方はやはりもう宅地開発されていますので、そこから家に移転させて、本当は道路を1本入れると一番よかったのですが、まあそこまで計画を煮詰めることができなくて、少なくともこの半周はどこからでも入れるのがベストなので、新たに道路をつくることによって、少しでもアクセスしやすくなるような道路計画の工事にあわせてさせていただいたところでございます。

駅の方からは、今の区画道路を通ってくるような形になります。

伊豆原会長

真ん中で、住宅地に囲まれておりますので、なかなかアクセスの道路は難しいと思いますが、基本的には近隣公園ですから、それほど大きな道で真っすぐ車でアクセスするわけではないものですから、なるべく安全性の高いアクセスの方法をこれから考えるべきであろうという気がします。

園田委員

ここも公園として、防災公園とかも踏まえた施設になるということでしょう。地域のど真ん中にあるから、そうした面では大変心強い公園になるのではないかと思います。

事務局

やはりこういう公園を計画していく中で、市街地の中で1haを超える更地というのはなかなかないというのが現状です。今、都市計画の方では公園の配置計画というのを持っておりまして、今後は生産緑地を必要などころには生産緑地の買取りが出た場合、公園の都市計画決定をしていくという方針で行っておりますので、今後やはり市街化区域の中でまとまった土地の確保は生産緑地に頼らざるを得ないのかなと考えております。

伊豆原会長

そうですね。市街化区域内ではなかなか、特に既成市街地ですと、こういう土地を確保するのはなかなか難しい、そういう意味でテニスコートも上手に残しながら、将来の担保というか、そういうことでお考えのようです。大体そのお考えでよろしかったですか。ほかに、皿井委員どうぞ。

皿井委員

住宅地のど真ん中にこういういい跡地があって、いいものができて、これは本当に理想的なものでいいと思うのですが、若林公園とか近くにあるわけですね、配置基準というのはどんな基準があるのでしょうか。線路の上の方は公園が少なく、下の方が結局4つできるとかね、基準というルールとかあれば教えていただきたいのですが。

事務局

基本的にはこの市街化区域の中の人間が、等しく公園を使うことができる場所に公園があるべきなのです。誘致圏というのが、街区公園とひとつの固まりが大体2,500㎡くらいあるのです。昔で言う児童公園のことですが、小さい子どもを対象とした遊び場としての公園、こういうのを街区公園といいます。それが大体半径250mの誘致圏を持っています。利用する方の圏域を持って、この街区公園がそれぞれ小さく固まって配置されており、満遍なく使われているというのが一番理想です。ただ、面整備をやっていないので、なかなかうまくいきません。

ですから、今回若林みたいな近隣公園、これは誘致圏が半径500mありますので、街区公園がある中でこういう近隣公園を約半径500mで誘致する、だからこの中に大体4つくらい街区公園があるのが配置の理想系ですね。そういう公園の配置計画というのがありまして、それになるべく近づけるように、先ほど課長が言ったように、ないところについては生産緑地を将来担保するような形で、これからもこういう公園を積極的につくりたいと思っております。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。

皿井委員

はい。

伊豆原会長

ほかにございませんか。

それでは、採決に入らせていただきます。

第2号議案「豊田市都市計画公園の変更について」を、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたしました。

第3号議案 「豊田市都市計画 生産緑地地区の変更について」

○伊豆原会長

続きまして、第3号議案 生産緑地地区の変更について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第3号議案について説明いたします。

まず、生産緑地の制度について簡単にご紹介いたします。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地のうち、公害や災害の防止あるいは良好な都市環境を形成するため保全することが必要な農地のことで、都市計画により指定しております。

生産緑地の指定要件は、一団の土地面積が約500㎡以上で、農業を継続することが可能な農地ということであります。

なお、この指定から30年の間は原則解除することはできません、すなわち農地以外に使用することはできないということです。

生産緑地地区が除外されるのは、買い取り申し出制度による場合と、道路や公園などの公共施設の用地として、公共団体が取得した場合に限られます。

買い取り申し出制度とは、生産緑地の指定から30年を経過した場合、あるいは農業従事者が死亡、あるいは障害などにより農業の継続ができなくなった場合、市に対して買い取るよう申し出ることです。

そして、公共団体などによる買い取りが行われなかった場合、行為の制限が解除されるため、生産緑地地区を除外するものです。

豊田市においては、すべての生産緑地が平成4年12月に指定されています。

生産緑地の新規追加については、原則的にはできないことになっています。ただし、土地区画整理事業の仮換地による生産緑地の位置の変更は行うことができます。

次に、今回の変更の概要の説明をいたします。

現在、生産緑地地区は448団地ありますが、今回の変更により20団地削除を行い、428団地になります。面積は75.9haから2.9ha減り、73.0haとなります。変更理由といたしましては、農業従事者の死亡、または故障によるものと、県や市の道路整備などの目的で公共が取得したもの、仮換地の変更指定によるものがあります。

それでは、今回の議案について説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

豊田都市計画生産緑地地区の変更、豊田市決定であります。

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類、生産緑地地区、面積、約73.0haであります。

続いて、13ページをご覧ください。

生産緑地地区の一団数及び面積の一覧表があります。

変更前は、平成16年7月28日告示で、団地数が448団地、面積が75.9haとなっています。今回の変更案により団地数が428団地、面積が73.0haとなります。

次に、2の変更箇所別調書の説明に移ります。

位置の番号、1番から16ページの33番までが今回の変更箇所となります。

主な変更の内容は、農業従事者の死亡などにより買い取りの申し出が行われたものが24か所で約2.5ha、公共施設の敷地となったものが3か所、約0.2ha、梅坪、土橋土地区画整理事業の仮換地の指定によるものが5か所、約0.2haとなります。

位置の番号で申しますと、農業従事者の死亡などにより買い取りの申し出が行われ、生産緑地の行為の制限が解除されたものが2番から8番、13番から22番、24番、26番から30番、32番、33番であります。

また、公共施設の敷地に供された変更としては、位置番号23番、25番、31番であります。

梅坪、土橋土地区画整理事業の仮換地指定などに伴い、生産緑地の行為の制限が解除されたものとしては、1番、9番から12番であります。

それぞれ位置の番号については、18ページ以降の計画図に個々の箇所が示してありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、16ページの3番、表示のみ変更するものに移ります。地積測量や分筆による地積や地番の訂正での表示の変更であり、生産緑地としての位置や区域の変更はありません。したがって、計画図なども省略させていただいております。

続いて、17ページの総括図に移ります。

市街化区域内で緑色に塗られているものが、生産緑地の団地の位置を示しています。

今回の変更対象となる団地の位置は、1から33の番号で示したものです。

ここまでが今回変更となる案件の説明となります。

生産緑地の変更案の縦覧を平成17年6月3日から6月17日まで、都市計画課の窓口に行った結果、縦覧者はありませんでした。案に対する意見書の提出もありませんでした。

最後に今後の予定についてご説明いたします。

本日の審議結果を市長に対して答申していただきます。その後、愛知県から同意を受け、8月上旬に告示する予定です。

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

ただいまご説明がりましたが、これについてご質問なり、ご意見ございましたらお願いいたします。

末永委員

生産緑地を現在所有している方は年配の方がほとんどかと思いますが、所有者が亡くなっていくのに伴い、生産緑地が減っていくのではないかと思うのですが、それに対しての生産緑地の追加というようなことはどのように考えているのでしょうか。

事務局

豊田市の場合、基本的に生産緑地というのは都市の中のそういう貴重な緑です。それと

農地を保全するために、平成4年に生まれた制度です。そのときに豊田市全域の農家の皆さんにお聞き取りをいたしまして、希望を聞いて生産緑地を指定した経緯がございます。

生産者の例えば世代交代でお亡くなりになって、例えば息子さんが継続して農地をやっていますというときは、そのまま生産緑地は存続させていただきます。もう後継者おらず農業をやる人もなくて、買取り申し出という制度を使って生産緑地を解除して土地を有効利用してもらおうということでございます。

ですから、豊田市は今後新たに生産緑地を指定していくということは今考えておりません。73haの必要なところについて公共施設として、たとえば公園を計画決定させていただいて生産緑地を公園として必要なところについては買っていきたいというふうに考えております。新たな追加は考えておりません。よろしく申し上げます。

伊豆原会長

よろしいですか。ですから多分お亡くなりになって、大体買い取りというので土地を使うことができなくなっている、いわゆる生産力がなくなっていくということですよ。だから、こういう市街化区域内でのこの土地をどうこれから使っていくか、要は生産しないわけですから、今のお話のように、市の方なり、皆さんでどういう使い方をしていくかという問題と、今後、市街化区域内で農業に従事される方が増えるということは想定しにくいわけですから、この73haがどんどん減っていくことになるのだろうと思います。今後それをどのように活用するかは、これからの課題だろうと思います。

今のお話のように、いわゆる公園や緑というものを生かしながら市の財産、市民皆さんの財産としての公園用地として確保していくという手はこれから十分考えていくことが必要と思います。

ほかにございませんか。

それでは採決に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決させていただきます。

第3号議案 生産緑地地区の変更について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

全員の挙手によって、原案どおり承認することに決定いたしました。

これで、本日予定されておりました3つの議案について、委員の皆様のご承認をいただきました。

議事を終了させていただこうと思っております。

皆さんの大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日、ご承認いただいたその議案につきましては、この審議会終了後に市長に文書で答申をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この審議会の議事の進行を事務局の方にお返ししますので、よろしくお願い致します。

8 閉会の言葉

○司会

はい、どうもありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を都市整備部専門監の木戸より申し上げます。

○木戸都市整備部専門監

長時間にわたりまして慎重な審議、大変ありがとうございました。

次第ではその他の案件がまだ少しありますけども、一応ここで第1回目の都市計画審議会を閉会させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(閉会時間 午後3時20分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員1 _____ 印

委員2 _____ 印